

明石市債権徴収計画 令和四年度

1 はじめに

明石市では、「明石市債権の管理に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、市が保有する債権の回収や適切な管理の取り組みを全庁一体となって進めています。

この度、本条例に基づき、基本方針や具体的な取り組みを定めた「明石市債権徴収計画 令和四年度」（以下「計画」という。）を策定しましたので公表いたします。

本計画に基づいた取り組みを着実にいき、市財政の健全化と市民の信頼に応える公平・公正な行政を推進していくことは言うまでもありません。

しかしながら、令和二年に流行した新型コロナウイルス感染症による影響は、市民生活や経済活動へ多大な損害を与え、回復の目途は依然として不透明な状態が続いています。そのため、滞納者の置かれている状況を的確に把握し、各債権の性質を考慮し徴収を図る必要があります。これらを踏まえ、本年度は昨年度の方針や取り組みを基本としつつ、新型コロナウイルス感染症による影響を見極め、債務者の生活再建も見据えながら個々の事情に配慮した適切な徴収対策を講じていきます。

2 目標徴収率

今年度については、新型コロナウイルス感染症による各債権への影響を踏まえ、次の徴収率とします。

- ① 現年度分（今年度発生する債権のこと。現年度分の徴収率を上げれば翌年度以降への滞納繰越分を縮減することができます。）

98.7 %

- ② 滞納繰越分（前年度以前に発生した債権のこと。滞納繰越分の中には債務者の行方不明や破産、企業の倒産などの債権、又、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予分も含まれます。）

22.9 %

3 基本方針

租税負担の公平性を確保するという共通認識の下、次の方針で取り組んでいきます。

<基本方針1>

滞納債権について、督促、催告、法的回収手続きまでの手順を踏み、適正に運用します。

<基本方針2>

公債権、私債権を問わず、発生した滞納債権については状況に応じて迅速に法的回収手続きに移行することにより、滞納の解消により一層努めていきます。

4 具体的な取り組み

それぞれの債権の性質を考慮するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を見極め、支払い能力があるにもかかわらず滞納する者に対して、納付に向けた取り組みを進めていきます。

- ① 現年度分の徴収率向上を第一とし、滞納となった場合の迅速な督促、適時・適切な催告を徹底することに加え、催告書の文書にも工夫（用紙の色・文言）を凝らすことで滞納者自身による自主的な納付につなげます。併せて、この取り組みにより自主的な納付の見込めない滞納者を絞り込み、手続きが複雑かつ時間を要する資産調査や差し押さえ等の手続きを行う対象者を明確にすることで、効率的な徴収を行い、次年度へ滞納繰越をさせないようにしていきます。
- ② 弁護士職員の活用により、長期滞留事案の詳細を検討し、状況に応じて明渡し等請求訴訟の提起や支払督促の申立て、相続財産管理人選任の申立て、不動産競売申立てなどの法的回収手続きを積極的に行い、滞納債権を回収します。
- ③ 徹底した調査の結果、財産がないと判断される場合や、相続人が不存在の場合など、債権の回収が不可能で、かつ引き続き債権を管理することが合理的でなくなった事案については、適正な債権管理を図るため債権放棄を行います。